

登校許可証明書

年 組 番 氏名

学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条・第19条)

分類および特徴	該当する病名	出席停止の期間
第一種の感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)	治癒するまで
第二種の感染症 (結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び 第三種の感染症	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *その他、条件によって出席停止の措置が必要な疾患は、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

上記生徒は、_____で療養中のところ、現在は軽快し、感染のおそれがないため、登校して差し支えないことを証明します。

加療期間 _____年 _____月 _____日 ~ _____年 _____月 _____日

_____年 _____月 _____日

東海大学菅生高等学校中等部校長 宛

医療機関名・医師名 _____ (印)

校長	教頭	学年主任	担任	保健:保管

※インフルエンザのみ、必要事項を保護者が記入し、領収書や調剤内容証明などのコピー(要日付)を裏面に添付していただければ、出校停止といたします。